

定期監査報告書

市長政策部、会計課、監査委員事務局

1. 監査の実施日 平成28年10月18日（火曜）

2. 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

市長政策部

総務課、地方創生推進課、財政課、行革・施設管理課、検査室、
選挙管理委員会、公平委員会、
会計課、監査委員事務局

4. 監査の方法

市長政策部、会計課、監査委員事務局については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認めるが、検討又は改善を求める事項は次のとおりである。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

6. 指摘事項（是正事項）

（地方創生推進課）

南砺市後援等名義の使用承認取扱規程第5条第1項第2号では、「当該事業終了後、速やかに後援等実績報告書にパンフレット等の印刷物を添付し市長に提出しなければならない」と定められている。

しかし、平成28年4月から8月末までに後援等名義の使用を承認した事業のうち、事業終了後の後援等実績報告書が未提出となっている事業が多数見られた。

このことから、後援等実績報告書が未提出となっている団体等に対して早急に提出を求めるとともに、今後、同様の事例が発生することのないよう、事務処理のあり方を検討されたい。

7. 意見

(行革・施設管理課)

市が事務局となっている任意団体の事務に関して、取り扱いのルールが定められていないことから、部局によって取り扱う事務の範囲や取り扱い方法が異なっている。

任意団体の事務を取り扱う必要がある団体の存在は認められるが、取り扱いのルールを明確にされたい。